

狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）において、居住の用に供するため、個人で住宅を新築又は新築住宅を購入した者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内で住宅を新築又は新築住宅を購入した者で、かつ当該住宅の所有権を有している者であること。
- (2) 住宅の所有権登記の日において、補助対象者若しくは配偶者の年齢が40歳未満の夫婦である世帯であること、又は補助対象者が40歳未満で、子を持つひとり親世帯であること。
- (3) 補助対象者及びその世帯員（以下「補助対象世帯員」という。）の人数が2人以上であること。
- (4) 補助対象世帯員は、本補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (5) 補助対象世帯員は、やむを得ないと認められる場合を除き、本補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に、本補助金の交付決定の日から起算して5年以上居住すること。
- (6) 補助対象世帯員のいずれもが、本補助金及び狭山市親元同居・近居支援補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 申請日において、補助対象世帯員のいずれもが、市税等（市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。第9条第1項第4号において同じ。）を滞納していないこと。
- (8) 地域の自治会へ加入していること又は加入の意思があること。
- (9) 補助対象世帯員に狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2項に規定する暴力団員がいないこと。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 補助対象者が、自ら居住する住宅であること。
- (2) 令和2年4月1日以降に所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。

(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6又は第15条の7に規定する住宅で、固定資産税の減額対象期間内の住宅であること。

(補助対象費用)

第4条 本補助金の交付の対象となる費用は、住宅を新築又は新築住宅を購入するのに要する費用とする。

2 前項の費用は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

(補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、15万円(市内に住所を有する住宅関連事業者との契約によるものは20万円)とする。なお、申請日において、18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び出産予定の子を含む)を3人以上養育している場合は、3人目以降ひとりにつき5万円を加算する。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別途内容を確認できる場合は、書類の提出を省略することができる。

(1) 申請添付書類一部省略及び居住状況・納税状況確認のための同意書(15歳未満の子については、親の署名をもって同意を得たものとする)

(2) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し等の新築又は購入に要した費用及び契約の当事者が確認できる書類

(3) 住宅の全部事項証明書

(4) 住宅の新築の場合は、補助対象住宅の建築基準法に規定する検査済証の写し

(5) 狭山市若い世代の住宅取得支援誓約書兼同意書

(6) 18歳未満の子の3人目以降を出産予定の場合は、母子健康手帳等の写し

(7) その他市長が特に必要があると認める書類

(補助の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条及び第3条に規定する要件に関する審査を行い、補助金交付の可否を決定し、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(補助金の請求及び支給等)

第8条 前条の規定により本補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金請求書(様式第3号)を本補助金の交付決定の日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するもの

とする。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第9条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法第201号）その他関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第9条の規定による補助金の交付決定の日から起算して5年を経過する日の前に、転居又は転出したとき。
- (4) 補助対象世帯員のうち、納税義務がある者に市税等の滞納が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者に対し、期限を定めて補助金を返還させることができる。返還を求める補助金の額は、別表1のとおりとする。

3 市長は、第1項の規定による取消し及び第2項の規定による返還請求を行う場合は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付決定取消・返還請求通知書（様式第4号）により当該取消し及び返還請求を対象者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、失効日までに補助金の交付決定した者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第9条関係）

交付決定日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%